

第四章 節用集の著者年代及び名義

第一節 節用集の著者

節用集の著者に就いては、古來種々の説が行はれて居る。

一 虎關

虎關說

節用集を虎關の作とする説は、寛文版書籍目録(節用集考所引)に

節用集 三 作者虎關至分知是否

とあり、元祿五年刊、廣益書籍目録大全三之卷にも

節用集 亦ハ聖國寺横川和尚述作トモ云

とあり、辨疑書目録、中巻、本朝作者書目、虎關禪師書作の條に

世ニ節用集ヲ以テ虎關作ト云フ。コレハ南都饅頭屋宗仁作ナリ。

と見え、孝經樓漫筆卷四、後風土記節用集遊學往來の條にも

一説に玄惠作又虎關作と皆非なり

と見えて居て、當時一般に行はれて居た事を知る事が出来る。

虎關師鍊は有名な禪僧であつて、俗姓は藤原氏、弘安元年京師に生れ、貞和二年七月廿四日六十九歳で示寂した。幼時から三聖寺の寶覺に就いて學び、十歳の時剃髪して叡山に上り、具足戒を受け、寶覺の寂後、或は鎌倉に往き、或は京に歸つて、南禪寺の規菴祖圓、圓覺寺の桃溪德悟、東福寺の藏山順空、建長寺の一山一寧等に歷從したが、正安二年、後伏見天皇の勅に依つて歡喜光院に住し、後、三聖寺に移り、正慶元年、東福寺に入り、暦應二年には南禪寺に住し、同四年職を辭して東福寺の海藏院に入り、此處で晩年を送つたから、海藏和尚と稱せられて居る。

虎關の學は宏く内外に涉り、學無常師、雖講人儒士而負時名者、無不歴扣」と云はれ、三藏の聖教諸家の語錄、九流百家の典籍、本朝の神書に至るまで涉獵せざるは無しと傳へられて居るが、殊に詩文に至つては、絶妙と稱せられて居る。著書は、元亨釋書、十禪支、佛心論、十勝論の如き釋教の書、濟北集、禪儀外文の如き詩文の書の外に、有名な聚分韻畧、及び海藏畧韻の如き韻書もある。

虎關の事蹟は、其の弟子令淳の編した海藏和尚紀年錄があり、又貞治六年に夢巖祖應の記した虎關和尚行狀があつて、比較的委しく誌されて居り、其の著述も、此等の傳記と、濟北集とによつて、大抵知る事が出来るのであるが、其の中に節用集の名は見えない。虎關を以て節用集の著者とする説は、徳川時代の中葉になつて、初めて見えるのみならず、此の説を傳へて居る諸書も、多くは之を不確實なものとし、又は否定して居るのであるから、猶更、容易に信ずることは出來ない。

二 玄惠

玄惠を節用集の著者とする説を傳へて居るのは、孝經樓漫筆(山本北山著)であつて、同書卷四、後風土記節用集遊學往來の條に、
節用集は南都の饅頭屋宗仁の作なり(中略)一説に玄惠作又虎關作と皆非なり

とあつて、唯一説として擧げて居るのみである。

玄惠は叡山の僧で、洗心子とも健叟とも獨清軒とも稱した。俗姓は不詳とも、又藤原氏とも云ひ、虎關の實兄であるとの說もある。權大僧都法印に任せられ、京の北、北畠に居たので、北畠玄惠法印と稱せられた。其の示寂したのは、正平五年（即、觀應元年）三月二日である（大日本史料第六編之十三、正平五年三月二日「權大僧都法印玄惠寂ス」の條に其の傳記資料が集まつて居る）。博學の聞え有つた人で、宮中で書を講じた事もあり、建武式目の制定にも與つた。太平記、庭訓往来、異制庭訓往来、喫茶往来、聖德太子憲法十七條註など、其の作と稱せられ、又、和漢朗詠集の抄を作つたと傳へられて居る。節用集を玄惠の著とする說も、多分著者不詳の此の書を、學者として名高く、庭訓往来の如き通俗の書の作者と傳へられて居る玄惠に結び付けたものであつて、さほど根據ある說とも思はれない。

三 横川

横川といふ說は、元祿五年刊、廣益書籍目録大全、三之卷、字書之部に

と見えてゐる。

横川は京都の人で、諱を景三と云ひ、永享元年に生れ、幼より英叟に從ひ、後、安國寺の龍淵禪師に就いて學び、それより諸名宿に參し、安國寺に歸つて小補といふ菴室に居たが、文明十年等持寺に住し、同十七年相國寺に遷り、長享元年には南禪寺に入つたが、明應二年十一月十七日、六十五歳で小補菴に示寂した。著述には、京華集、東遊集などあり、又、百人一首を選んだ。

右の書籍目録に、聖國寺とあるのは、勿論相國寺の誤であらうが、此の横川を以て節用集の著者とする説は、此の書以前には、未だ所見なく、此とても、一説として挙げたに過ぎないのである。節用集考には、かの新增色葉節用集の序文に引き合はせて、

亦横川和尚トモ云とあるは上文に聞出於五岳之間ヨリとあるにも協ひて實に然ならんもしくべからず

と説いて居るが、彼の序には「不知誰某作、聞出於五岳之間東山矣」と

あつて、唯、五山の中からと云ふのではなく、五山の中、東山、即、建仁寺から出たといふのである（東山は建仁寺の山號である）。横川は、安國寺にも、相國寺、南禪寺にも、又、近江國飯高山にも居たけれども、建仁寺に居たことは無いのであるから、横川といふ説は、彼の序文の旨に協ふとも謂はれない。猶又、此の序の記者なる妙茂は、萬年破衲と自ら記した如く、萬年山相國寺の僧であるのに、此と略同じ頃かと思はれる時代に、同じ相國寺に住して居た横川の著を「不知誰某作」と云ひ、「聞出於五岳之間東山」と云つたと解するのは、事實に遠いやうに思はれる。かたゞ、此の説は軽々しく信じ難い。

四 環翠軒及び清原家

節用集の著者を環翠軒とする説は、白石先生手簡、與安積澹泊書（新安手簡）に

此節用集の事環翠の作とは申事に候へ共體に據を不存候（新井白石全集第五、二百九十三頁）

と見え、同書、典小瀬復庵書(名山藏手簡)にも

節用集は環翠軒作とか申候(全集第五、二百四十一頁)

とあり、又、奥羽觀蹟聞老志にも環翠軒の節用集と見えて居る。

環翠軒といふのは、普通は清原宣賢の事であり、白石も、節用集、これは舟橋宣賢卿の作られしよし世には申すなり(人名考)と云ひ、黒河春村も、さう解して居る(節用集考)。清原宣賢は、ト部兼俱の子で、文明七年に生れ、清原宗賢の養子となり、主水正、大炊頭を経て、藏人、直講となり、次いで侍従に任せられ、正三位に進んだが、享祿二年二月、薙髪して法名を宗尤と號し、天文十九年七月、越前國に於て薨じた(齡七十六歳)。當時名高い學者であつて、禁中のみならず、或は僧侶の請により、或は武將の招に應じ、若狭越前までも出かけて、處々に講筵を開いたが、著書にも、毛詩抄、孟子抄、禮記抄、古文孝經抄、日本紀神代抄、貞永式目抄、職原抄の如き抄物(講義錄)があり、又、惟清抄と云ふ伊勢物語の註釋もある。此の宣賢を以て節用集の著者とする説に對しては、春村は、宣賢の年齢の上から論じて、

第一本(明應五年本)の明應五年は此卿廿二歳の年に係れり。卿は博學の聞えあれども、いまだ壯年の編集すこし快からず(節用集考)

と疑つて居るが、國語學書目解題には、明應五年本よりも前なる文明六年本を擧げて居るのであつて、此の文明六年は宣賢の生れた前の年に當るから、此の説は、もとより成立し難い。

併しながら、環翠軒の名は、必しも宣賢に限らない。これは、宣賢の祖父、清原業忠が、其の書室に命じた名であつて、宣賢は唯之を襲用したのみである。桃源瑞仙の史記抄(文明九年成)などに、環翠、又は環翠翁と云つて居るのは、皆、業忠を指すのである。業忠は、本の名を良宣と云ひ、言翁と號し、直講大外記から大藏卿となつて正三位に進み、長祿二年出家して常忠と稱し、應仁元年五十九歳で薨じた。儒者として令聞あつた人で、其の著述は、永享大饗記、放生會部類記、本朝書籍目錄の外、聞えないが、方々で典籍を講じた事が、諸書に見え、瑞仙は、得講書三昧第一等ノ名儒ナリ前關白一條ノ殿下ニ次テハ古今

無双名儒也（百衲本、五）と記し、碧山日錄の著者は「其辨如翻波、天下學者皆師之、以公出故、清家之學大興也」と賞揚して居る（大日本史料第八編之一、應仁元年四月二十八日、少納言正三位舟橋業忠墓誌の條に傳記資料が集まつて居る）。節用集の著者と傳へられて居る環翠軒は即業忠であらうとの説もあるが（桂林漫錄上、節用集の條）、さやうに斷定するには、猶一層確實な根據が無ければならぬ。且又、業忠も環翠軒と號したけれども、後に宣賢が出てからは、環翠軒といふのは、皆宣賢を指すやうになつたのであるから、節用集の著者と云はれる環翠軒も、恐らく業忠ではなく、宣賢の事であらう。

節用集前田本及び經亮本の附錄、北條氏系圖の終に

環翠先生云、世人以此九代爲先代九者甚非也、蓋皆先代九代後見也、實是賴朝以下至守邦爲先代九代也

とあつて、中に、環翠先生といふ語が見えるのは、環翠軒を節用集の著者とする説を助けるよりは、寧、之を否定するものである。

又、環翠軒と云はずして、唯、清原家の撰といふ説もある。黒川道祐の

とする説

遠碧軒記下之二、典籍の條に

今世に行はるゝ節用集は清家の人の作なり。それ故に有職方の字多し(隨筆大觀第三編所收、百十八頁)

とあるものは是である。此は、多分、環翠軒といふ説を漠然と傳へて記したもので、前の説に對する異説とは思はれない。

五 林宗二

林宗二説

林宗二を節用集の著者とする説は、本朝書籍目錄外錄、林逸抄の條に

宗二、南都人林和靖之後也、云節用集、此人作也

とあるのを始とし、倭板書籍考(元祿十五年刊)、辨疑書目錄、平城趾跡考、橘菴漫筆、愚雜俎、孝經樓漫筆などに見えて居る。

奈良の饅頭屋林宗二の事蹟は、雍州府志(卷六、土產門上、造釀部)比古婆衣(卷十三、陸奥郡數考稿)、愚雜俎(卷二)、橘菴漫筆(二編二)、平城趾跡考などに見え、殊に節用集考には、大に考證に力めて居るが、何れも誤

林宗二の傳

謬が少くない。近年、建仁寺兩足院から、宗二の自寫本百餘冊、及び林家の系圖などを發見してから、之に基づいた上村觀光氏及び文學博士新村出氏の研究が出て(上村氏のは、禪宗第十四卷第一號所載「林宗二の事蹟」、新村氏のは、教育界第六卷第五號所載「室町時代文藝瑣談」)始めて其の正確な事蹟を知る事が出來た。

此等の研究によれば、林家の先祖は、建仁寺の龍山禪師が入唐して歸朝した時、禪師に従つて我が國に來化した林淨因であつて、貞和五年我が國に來り、奈良に住し、饅頭を造つて賣つたので、後代までも引つゞいて、奈良の饅頭屋として名高かつた。其の子道安から、淨印、妙慶、盛祐の三代を経て道太に至る。宗二は、此の道太の第三子であつて、字は桂室、林逸と稱し、方生齋と號した。明應七年に生れ、天正九年、八十四歳で歿した。博く和漢の學に通じ、牡丹花肖柏から古今の傳授を受け(世に之を奈良傳授と云ふ)、清原宣賢の講筵にも侍し、又、西三條實隆の教を受け、林逸抄と稱する源氏物語の註釋を作つた。講說に巧であつて、南都一乘院にも出入し、又、多く詩文の講義錄

(抄物)を作つた。彼が歿する前年に出來た壽像に、龍喜和尚が記した贊語に、

講道場孔孟日

脩身慕夷齊風

何待知足下生 開法門於龍華樹

克究和歌奧義 記狀元乎牡丹紅

測學源則江河淮濟却淺

望德標則嵩恒泰華讓崇

とあるのは、もとより誇張はあらうけれども、其の面目の一斑を窺ふことが出来る。子には、宗杜あり、又建仁寺兩足院に住した梅仙東通あり、宗杜の子には宗博があつて、神道をも學んだと見えて、「講神代」と系圖に註してある。節用集考に引いた梵舜記に見える宗伯は、即是である。宗二は天正九年に歿したのであるから、南都多聞院日記署、天正二年閏十一月廿日の條に見える宗二を、節用集考の著者が二代目の宗二であらうと推測したのは、勿論誤である。

此の宗二を以て節用集の著者とする説の不合理な事は、宗二の生年が、明應七年であつて、明應五年本の奥書に見える年代よりも二年の後、文明六年本中に見える年代よりも廿三年の後であるのを觀れば明白である。併しながら、古來、林宗二を節用集の著者と傳へ、又、饅頭屋本と稱する節用集があるのを想へば、林家と節用集との間に、何かの關係があるに相違ない。これに就いては、上村觀光氏は節用集を以て林家の一族中の誰かの著作とし、宗二を以て饅頭屋本の開版者とするのであるが、新村博士は原著者を建仁寺の僧とし、林家のものが、建仁寺に出入した結果、之を傳へたのを、宗二の作と誤傳したものとし、饅頭屋本は宗博時代のもので、饅頭屋に傳はつた節用集を改作して世に傳へたものとするのである。

以上、兩氏の説は、饅頭屋本を林家の出版とする點に於て一致し、我々も、この説に異議は無いのであるが、その出版者については、一は宗二とし、一は宗博とするのである。此の事は、饅頭屋本出版の年代によつて定まるのであるが、其の年代は明記したものがないから、

推定による外は無い。饅頭屋本は、通常慶長頃の版本と認められて居るが、果してさうであるならば、宗博の時代である。けれども、此の本は、甚古色があつて、假名なども古體を存して居るから、或は、其よりも古くはあるまいかとの疑も無いではない。若し、猶二三十年も古いものとすれば、宗二の生存中であるから、宗二の出版とも考へられるのである。けれども、此は、古刻書史上の問題であつて、今容易に定め難い。故に、我々は、唯、饅頭屋本が林家の出版である事を認め、此を以て、林宗二を節用集の著者とする説の起つた所以と認めた。林家と節用集との關係は、出版(同時に多少の改作を施したかも知れないが)といふ事以上には無かつたので、其の原著者をこの家に求めるのは過ぎては居まいかと考へるのである。

六 建仁寺の僧

節用集考に載せた新增色葉節用集の序に、

一本名_レ節用集不知_レ誰_{シノナル}作_ヲ聞_{エラフ}出_{エリ}於_{ヨリ}五岳之間東山_{ヨリ}矣

とあつて、この序を書いた當時、東山建仁寺の僧某の作といふ説があつた事明である。新村博士も、

私は饅頭屋家中の作ではなく、建仁寺の僧の作だらうと信じます（中略）また下學集と云ふのがありますて、誰の作とも分らず、只東麓破衲とあるのみ、蓋建仁寺に出でたりと見て誤りないでしやう、此書（書）は「書名」の誤であらうは論語に憑據したるもので、節用集もまたさやうであります（教育界第六卷第五號、國文談話會記事による。此の稿は新村博士の校訂を経なかつたので、誤が多い由、同博士から注意があつた）

と云つて、建仁寺説を主張して居られる。

今、上來述べ來つた諸説の出處について考へて見るに、虎闘、玄惠、横川、環翠軒等の説は、何れも、徳川時代の中葉以後の諸書に見えるもので、時代が新しい。林宗二と傳へて居る本朝書籍目錄外錄も、亦、慶長以後のものであらう。然るに、此の新增色葉節用集の序は、妙茂の作であつて、妙茂は、黒河春村の考證によれば、大永頃の人との事で

あるが、果してさうであるかどうかは分らないけれども、兎に角、足利時代の人である事は疑無い。さうであるから、時代から見て、此の説が最古く、従つて最重んすべきものである事勿論である。

足利時代に於ては、文筆の事、多くは禪僧の司る所となり、禪僧の著作も甚多く、語錄日記詩文などから、通俗の書にも及び、往來の類や、下學集の如き辭書なども、其の手に成つたのであるから（下學集の著者は、東麓破衲とあるのみで、誰であるかわからなければ、多くは、東山建仁寺の僧であらう）、節用集を建仁寺の僧の著作とする説も、當時の時勢から見て肯かれるのである。我々は、他に有力な反證を發見しない限り、此の説を信じて大なる過はあるまいと思ふ。

以上説き來つたのは、節用集原本の著者に就いてであるが、節用集に種々の異本があつて、各其の體裁を異にする事前述の如くである。此等は、勿論、原本に多少の改訂増補を加へて出來たものであるが、此の増訂者をも、著者の列に加へるならば、著者の數は、甚多くなるであらう。さうして、此の増訂者の誰であるかは、易林本の外は全

く不明であつて、諸書に節用集の作者として傳へられて居る人々の内に存するかも知れないが、今詳にする事が出来ない。

第二節 節用集の著作年代

節用集の著者が、果して、前節に述べた如く、建仁寺の僧であるとしても、其の何人であるかは明でないから、節用集著作の年代は、他の方面から攻究しなければならない。

先、諸本の書寫又は刊行の年代を見るに、其の明なものは、

諸本の書寫
又は刊行の
年代

第二類 永祿五年本 永祿五年寫

第六類 天正十八年本 天正十八年刊

第四類 天正二十年本 天正二十年寫

第六類 慶長十二年本 慶長十二年寫？

第十類 慶長十六年本 慶長十六年刊

以上五本であつて、永祿五年(紀元二二二二年)を最古とする。猶未見の書には、卷末に文龜の年號ある文龜本、明應五年五月三日の識語

諸本の成稿
の年代

ある明應五年本、明應二年とかの奥書ある明應二年本があつて、明應二年(一一五三年頃)まで溯る事が出来る。

次に、書中に其の成稿の年代を推知し得べき記事あるものは
第一類 弘治二年本

書中に年數を算へるのに「至天文十五丙午幾年」とした所と、「至弘治二丙辰幾年」とした所とがあつて、天文十五年に一旦稿成り、弘治二年に至つて更に改めたものと考へられる(猶、第二章、此の本の解題の條参照)。

第一類 永祿十一年本

年數を算へるのに「至永祿十一年幾年」とした所がある。

第十類 易林本

慶長二年易林の跋がある。

以上三種であつて、天文十五年(一一〇六年)以上に溯る事は出来ないが、未見の書には、明應九年のものかとも思はれる妙茂の序ある

新增色葉節用集春村は之を大永六年のものと推定して居るがもあり、又書中に「至文明六年幾年」と算へた文明六年本もあつて、書寫年代中、最古い明應二年よりも更に二十年ばかり前なる文明六年（一二三四年）まで溯る事が出来る。さうして、此の文明六年本は、未だ我々の目に触れないものであるが、國語學書目解題に記する所によつて想像すれば、其の解題に「この本をもなほ最初の作とも断じかたき歟」とある如く、節用集の原本ではなく、後の増訂を経たもののやうに思はれるから、原本著作の時代は、文明六年よりも更に古いであらう。

永祿二年本類の諸本及び枳園本には、キ部草木門「柵」の條に

本朝崇徳院御宇、保延三年天雨^レ、其色黑也、方今文安元年三月二日天雨^レ豆小豆^レ植^レ之出生矣、其葉如^レ白膠木^レ也、天雨^レ草木^レ非無^レ其例、且記之耳

との註があつて、中に「方今文安元年」とあるから、此等の諸本は文安元年に出来たやうに見えるけれども、此の文は、下學集卷之下、草木

永祿二年本
類及び枳園
本の年代

門「柵」の註と殆全く同じく、只、下學集には「小豆」の下に「世俗以」の三字が多いだけの相違である。下學集は、文安元年夏六月に出來たものであるから、其の書中に「方今文安元年」とあるのは當然である。故に、此の註は、明に下學集の方が本源で、節用集は、之を其の儘採り用了のである。それ故、永祿二年本類及び枳園本にかやうな註のあるのは、此等の諸本が文安元年に出來た證とはならずして、却つて、下學集よりも後、即、文安元年より後に成つたものなる事を證するものである。若し、此の註があらゆる他類の諸本にも存するか、又は、此の類の諸本があらゆる節用集の原本であるならば、節用集は文安元年(一一〇四年)より後、文明六年(一一三四)よりも前に出來たと定めることが出来るのであるけれども、此の註のあるのは、永祿二年本類と枳園本とのみであつて、他の諸本には此の註が無いのみならず、伊勢本の大部分には「柵」といふ語さへ無いのであるし、前章に於て研究した所によれば、永祿二年本類を以て節用集の原本と認める事も困難であるから、今直に、さう論斷する事は出來ない。

併しながら、節用集の下學集に類似した所は、唯この一つに止まらずして全體に亘つて甚多く、黒河春村も「明應の節用集は(中略)文安の下學集に原づき編集せしものと見ゆれば『節用集考』と說いて居る如く、節用集編纂當時、既に下學集から影響を受けたかの疑があつて、若し、果してさうであるならば、節用集の年代を推定するに當つて有力な根據となるのであるから、以下、各種の方面から觀察して、此の兩書の關係を考へて見よう。

節用集の内、永祿二年本類には概して委しい註があるが、其の註の大部分は、下學集と一致する。さうして、此等は、下學集が節用集から採つたのではなく、節用集が下學集のを援き來つたものである事は、前掲の「桓」の註によつても推測せられるが、猶他にも證がある。永祿二年本類、テ部畜類門「チラッキ鶴」の註に

鳥名也、尔雅云鶴也、或云啄木、或琴名也、見器財門

とあるが、この器財門といふのは、同じテ部のではなく、タ部財寶門にある「啄木」の條を指すのであつて、其處には、

物緒也、以絲組之、其色斑而如鳥、啄木之痕故云——、實鳥名也、又琴名流泉——

と註してある。之を下學集に比するに、「鷺」の註は、同書氣形門「啄木」の註其の儘で、「啄木」の註は、同書器財門「啄木」の註と殆全く同一である。下學集は分類體の辭書であるから、ただ「見器財門」と云ふだけで宜しいのであるが、節用集は、先假名別とし、同じ假名の内を更に門別としたので、器財門と云つても、處々にあるから、其の何れの部にあるかを明にする必要がある。然るに、ただ器財門とのみ云つたのは、下學集のを其の儘採り來つた證である。現に、堯空本には、明に「見下學集器財門」とことわつてある。又、イ部言語門「見軍作矢」の註に「愚。接本朝參州風土記有作矢河也」とあり(但、經亮本だけは「愚」の一字が無い)、ヤ部天地門「野馬臺」の註に「愚。謂此義大誤歟。云々とあり、シ部天地門「敷島」の註に「愚。謂和弱有磯城島因之而云乎」とあるなども、皆、下學集と同一であつて、全く之を襲つたものである。此等の例を以て推せば、節用集永祿二年本類に於て、下學集と註の同一なものは、皆下

永祿二年本類以外の諸本の註と下學集との關係

學集から採つたものと考へられる。
永祿二年本類以外の節用集の註は、甚簡略なものもあるが、やはり、大概、下學集から出たもので、簡略なのは、之を省略したものと思はれる。例へば、「犬追物」の註に、天正二十年本及び天正十八年本類に「有玉藻前故夏云未知本說」とあるのも、易林本類に「近衛院御宇始」とあるのも、共に下學集に

昔西域有班足王其夫人惡虐過人勸王取千人之首其後出生支那國爲周幽王后其名曰褒似滅國惑人死後出生于日本近衛院御宇號玉藻前傷人無極後化成白狐害人惟多時俗欲驅之先追走犬以試其射騎白狐知之化而成石飛禽走獸當其殺氣者莫不立斃故謂之殺生石于今在下野那須野原也犬追者始于茲矣但聽之古老之口號雖不知本說且載之而已(下學集下、態藝門「犬追物」の註)

とあるのから出たもの、「南天」の註に、弘治二年本に「本草云異名南燭俗謂之南天燭俗云南天竺恐非也」とあり、天正十八年本類に「本草云異名南燭俗曰之南天燭也」とあり、天正二十年本に「本草云異名南天

燭云也」とあり、温故堂本に「本少云異名南燭云——」とあり、和漢通用集に異名に南燭と云とあるのも、皆下學集に

又云南天草見本草亦名南燭其實赤如燭火故云余爰日本俗云南天竺何哉本草不見此三字只云二字而已愚推之天竺國有東西南北中之五恐世俗欲云南天二字語言順下而連呼南天竺乎可檢本說也(同書下、草木門「南天」の註)

とあるものの大意をとつて簡約にし、又は省略したものである。淨藏貴所の註に、弘治二年本類に「祈八坂塔不傾」とあるのも、天正二十年本に「山城人也」とあるのも、共に下學集に

山城州之人諫議大夫善清行第八子也(中略)落墮之後行力尙不衰祈鴨河水而逆流祈八坂塔而不傾或祈隣屋桃實与諸子矣奇事甚多不違枚舉焉(同書上、人名門「淨藏貴所」の註)

とあるものから出たのである(永祿十一年本のは下學集と同一である)。かやうに看來れば、敷島に「日本總名」と註した如き(圖書寮零本、和漢通用集、温故堂本、天正二十年本、天正十八年本類、易林本など)、極

ものでも、下學集(上、天地門「敷島」の註)に

日本摠名也。尤深義歟。愚謂和易有磯城島因之而云歟。

とあるのを見れば(永祿二年本類并に枳園本は下學集と全く同一である)、やはり、下學集の最初の一旬だけを探つたものと想はれる。饅頭屋本の如きは、語の註甚少く、且極めて簡約であつて、其の由來を知る事困難であるが、「濫吹」に「胡亂義」と註したのは、他の伊勢本(但、溫故堂本を除く)及び弘治二年本類と同様であつて、永祿二年本類、枳園本及び下學集(下、態藝門「濫吹」の註)に

胡亂義也。韓子齊王好竽吹者必三百人齊吹南郭處士不竽者請爲吹竽王悅與食。王死後王又好之欲之欲。每一人吹之南郭處士不能吹之逃去云々

とある最初の一旬のみを探つたので、やはり、直接又は間接に下學集に據つたものである。又「啄木」に「物緒」と註したのも、和漢通用集に「物の緒なりその色まだら也」とあり、弘治二年本に「物緒也其色班而

如鳥啄木之痕」とあり、又、下學集(下、器財門)に、
物之緒也以絲組之其色斑々而如鳥之啄木痕故云啄木也實鳥之
名也又琴名流泉啄木云也

とあるのを見れば、其の根源は、下學集に在るを知る事が出來る。

節用集の各
類の原本の
年代

かやうにして、節用集の諸本の註は、詳細なると粗略なるとを問はず、大抵下學集から出たものであるから、現存の諸本は、何れも下學集より後に出來たものといふ事が出來、従つて、各類の原本も亦下學集より後に成つたものと推測せられるが、あらゆる節用集の原本も亦さうであるかと云ふに、まだ容易に定め難い。それは、右の如き註を有する語が、諸本何れにも有りながら、時に一二の本に於て、其の註を缺くものも少くないのみならず、二三の本には、其の語の全く見えない事さへもあるからである。例へば、「急々如律令」「鵠」「白膠木」「無恙」の如きは、諸本何れにも存する語であるが、「急々如律令」は溫故堂本に於て、「鵠」及び「白膠木」は饅頭屋本に於て、「無恙」は易林本及び饅頭屋本に於て、何れも註無く、「溫吹」「溫觴」「欵冬」などは、多くの

本に在りるけれども、温吹は温故堂本に、欽冬は易林本に、温觴は饅頭屋本に、全く缺けて居る。かやうな有様であつて、語と註と共に何れの本にも存し、其の註が明に下學集から出たと認められるものは、恐らく多くはあるまい。さうであるから、若し、節用集の原本に註があつたとすれば、其は下學集から出たものであらうが、或は、原本には註が無かつたのではあるまいかとの疑も起るのである。しかしながら、節用集のやうな通俗の辭書に於て、あまり必要でない註を除き去り、又は簡単にする事は、有り得べき事であり、殊に饅頭屋本の如きは、刊行の際、巻冊の大きくなるのを懼れて註を省き去つたとも考へられるから、我々は、節用集の原本に於て、既に註があつたのではあるまいかと思ふのである。若し然ならば、節用集原本は下學集よりも後に成つたと云ふ事が出来る。

以上は語註のみに依つての觀察であるが、門目に於ても、節用集は下學集によく似て居る。下學集は

天地 時節 神祇 人倫 官位 人名 家屋 氣形 支體

態藝 絹布 飲食 器財 草木 彩色 數量 言辭 疊字

の十八門であつて、天地、時節、人倫、官位、氣形、支體、絹布、飲食、器財、草木、數量、言辭の十二門は、丁度、第三章第六節に於て推定した節用集原本の十二門に相當し、門名は多少違つたものもあるが、其の他の諸門も、節用集には門名こそ無いけれども、之に屬する語は、大概、天地、人倫、言語、食物等の諸門に分ち收めてある。故に、節用集の門は、下學集の門を合併して、其の數を稍少くしたものと見る事が出来る。唯、光彩人名の二門だけは、門名のみならず所收の語までも節用集原本には無かつたかと思はれるから(第三章第三節及び第六節参照)此の點に於ては下學集と一致しないけれども、それでも、門の立て方に於て節用集に最近いものは、下學集の外には無いのである。

次に、所收の語について、節用集と下學集とを比較するに、下學集にある語で、溫故堂本、饅頭屋本、易林本等に見えないものも少からず、又、節用集諸本にある語で、下學集に見えないものも亦かなり多くあつて、此の兩書の一致は、豫想した程、多くない。節用集諸本の中、永

祿二年本類は最よく下學集に類似し下學集にある語は大概之を含んで居るが、これは節用集原本に於ても亦さうであつたか、將後の改補によつて、此の類の諸本にのみ生じた現象であるかは、攻究を要する問題である。

永祿二年本類の諸本の附錄にある點畫小異字は、其の題目の下に「下學集在之分加之」「下學集載之」又は「下學集在之」とある如く、もとより下學集から採つたものであるが、其の次の神祇及び大内之所々殿并十二門の二ヶ條も、下學集と全く同一であるから、亦、其から採つたものであらう。此等は、他類の諸本に見えないものである。此の類の本(及び、此から出た枳園本)にのみ存するハ部樂名門に、拔頭、陵王、還城樂、納蘇利、採桑老の五語を收め、「以上五者樂舞餘者略而不記」と註したのは(但、本によつて一二字の差異がある。經亮本のみは「餘者略而不記」の一匁がない)、下學集下、態藝門にあるものと註までも同じく(但、刊本の下學集に陵王の一語が缺けて居るのは誤脱であらう)、明に之から引いたものであるが、此の類の諸本の官名門の

多くも、下學集にある語を新に收めて立てたので、他の印度本には見えないものである。其の中、チ部官名門に「鎮守伯」といふ語を收めて「唐名大常卿又大ト令」と註してあるが、支那の大常卿又は大ト令に當るのは神祇伯であつて、神祇伯は略して伯とも云ふけれども、之を鎮守伯と稱するのは、未だ聞き及ばない所である。然るに、下學集を見ると、神祇門に「鎮守伯」といふ語があつて、之に節用集と同じ註が附けてある。想ふに、此は「鎮守」と「伯」との二語であつて、孰れも神祇に關する名目であるから、下學集に於て、共に神祇門に收めたのが、轉寫の際、誤つて一語のやうになつたのを、節用集に於ては、この誤を覺らず、直に採つて、チ部官名門に收めたのであつて、永祿二年本類の諸本が、下學集によつて語を増補した事を、的確に證明する一事例である。

かやうに、所收の語に於て下學集に最近いと認められる永祿二年本類は、必しも、原始の狀態を存するものではなくして、後の増訂を經、殊に下學集によつて増補せられたのであるから、節用集の原本

と下學集との類似は、さほど甚しからずして、下學集にある語の節用集原本にあつたものは、比較的多くなかつたかと考へられる。しかししながら、溫故堂本、易林本、饅頭屋本などに於て、下學集に一致する語の少いのは、書寫の際の誤脱もあらうし、又、故意に省略したところも有つたであらうから、實際、節用集原本に於て、下學集と一致する語は、現存の諸本によつて推定したものよりも多かつたかも知れないのである。又、現存の下學集も、多少増補したもので、其の原本は、之よりも語數少く、従つて、節用集と一致しない語の數は現在の本よりも少かつたかとも思はれる。

以上述ぶる如く、節用集原本と下學集とは、極めて類似した所と、互に一致しない所とがあつて、其の關係については、的確な斷案を下し難いけれども、一の辭書を作る際、他の書を参考して、其の體裁に倣ひ、其の語と註とを探るとしても、必しも、全く之に盲從し、全部悉く之を探るとは限らずして、或は故意に取捨選擇を施し、或は、錯誤によつて、變改、脫漏を來す事もあるのであるから、我々は、節用集と

下學集との
關係から見
た節用集著
作の年代

下學集との關係は、最初からあつたものであつて、節用集は編著の當時、下學集を參照して、門目を定め語を補ひ註を加へたものであるが、著者が意に任せて取捨した爲、下學集と一致しない點が生じたのであらうと思ふのである。果して然らば、節用集は、下學集よりも後の著であつて、文安元年(一一〇四年)から文明六年(一三四四年)まで、凡三十年の間に成つたものといふことが出来るのである。

又、假に此の考が誤であるとしても、節用集の門別が、下學集か又は聚分韻畧に最近く(委しくは次章參照)、其の所收の語が、庭訓往來以下の往來の類や、下學集、運歩色葉集、其の他足利時代の辭書に類似し、殊に、其の中に、宋元以來、彼の地に渡つた禪僧が輸入して来て、通俗化した唐音の語を多く含んで居る事などから見れば、節用集が足利時代の著である事は、略疑無き所である。

要するに、節用集は足利時代の著であつて、文明六年よりも前、多分文安元年よりも後、建仁寺の僧某の編したものであらう。

節用集の年代を推定するに當つて、猶一つ考ふべきは、節用集原本

節用集著作
年代

節用集附錄

伊呂波の終
に京を附け
る事の起源

に於て、本文のすぐ次に京師九陌が有つたと認められることである（第三章、第一節、三附錄の條参照）。これは、伊呂波の終に京の字を附けて呼ぶ風習と關係ある事であらうが、此の風習が、南北朝時代に既に存在した事は、頓阿の高野日記によつて明であるから、節用集が、果して、文安以後に出來たものであるならば、節用集は、當時の風に従ひ、伊呂波の終、京字のあるべき所へ、京師九陌を置いたものと解することが出来る。併しながら、京字が伊呂波の終に附いた事の起源に關しては、種々の説があるのであつて、其の一として、節用集中に於て、京師九陌を伊呂波の次に置いたから起つたとの説がある。此の説によれば、伊呂波の終に京字を置いた以前に、節用集が出来て居なければならぬのであるから、節用集の著作は、遅くとも頓阿（文中元年卒、歳八十四）の時代を下ることが出來ずして、南北朝以前としなければならないのである。併し、此の説は疑が無いではない。伊呂波の終に京字を附けるのは、節用集よりも、寧、假名の手本に於て、伊呂波の終に京師九陌の名を書く習慣があつて、之に基づい

たものかとも考へられ、又、伊呂波の終に一二三等の數字を書く事があつたから(一條兼良の日本紀纂疏に出て居る。又、空海の書との傳ある伊呂波もさうなつて居る)、京は千萬億兆京の京と關係あるものかとも思はれるが、何れも、まだ確證を得ないのである。要するに、伊呂波の終に京字を置く事の起源に就いては、まだ確説が無いのである。之を節用集に歸するのも畢竟臆測に過ぎないのである。故に、此の説を基礎として節用集の年代を定めるのは甚危險であるから、今は探らない。

追記

悉曇輪略圖
抄に於ける
伊呂波の終
の京の字

最近に悉曇輪略圖抄(信範の弟子了尊の著)を見て、其の第七卷、片假字の條にある伊呂波の終に京の字がある事を發見した(即、伊呂波を四句に分つて挙げた最後の句が「淺夢見不醉不^{キミ}京」となつて居る。猶、其の後にある伊呂波の説明の中にも、「或半字滿字^{ニヘ}京」とあり、又、又有直音拗音^{キエ}京」とあつて、京の字を假名と同様に取扱つて居る)。此の書は弘安十年の著であるから、從來、京の字

を伊呂波の終に置いた最古のものとして知られて居た頓阿の高野日記よりも數十年前のものである。かくの如く、伊呂波に京の字を附したもののが、鎌倉時代の半近くまでも溯る事が出来るとすれば、其の起源を節用集に歸する説は、いよいよ疑はしくなるのである。

此の悉曇輪略圖抄は、音韻、文字、文筆の事から、佛教の教義に関する事までも圖表に作り、之に説明を加へたものであつて、了尊が其の師信範の説に據つて編したものである。悉曇具書目錄に其の名は見えて居るけれども、從來其の書の傳はつて居る事を聞かなかつたが、近比始めて、高野山遍照光院に於て、貞治二年の寫本を發見したのである。

第三節 節用集の名義

節用集といふ名の由來に就いては、尾崎雅嘉が『節用の二字は論語學而篇より出たり』（群書一覽卷二、七十九丁裏、節用集の條）と説いて

から、學者多くは之に従つて居るやうであるが、此の説は疑はしい。
論語學而篇には

子曰道千乘之國、敬事而信、節用而愛人、使民以時
とあつて、これを出處とすれば、節用集は、費用を節約して人を愛する集といふ義で名づけたと解するのであらうが、これは實際に適切な解釋とは想はれない。瓦全遺稿(武富春二著、明治四十五年刊、其中「近松研究と節用集」の條)に、此の説を「厭ふべき術學で而も無意味である」と評したのは尤である。

節用といふ語は、右の外、猶、孝經にも「謹身節用以養父母」など見え、古くは「費用を節する」といふ意味にのみ用ひ、我が國でも、貞觀四年四月十五日の詔(三代實錄卷六)に「宜參議已上各論時政之是非、詳世俗之得失、傷化害人不便於時者、節用謹度當利於國者、並盡昌言、以沃朕心」とあり、又、建武元年三月改錢の詔(建武年間記所載)に「金鐵之品、龜龍之類、象物雖區、同歸節用」とある節用の如きは、また此の意義に用ゐたものであるが、節用集の節用を此の義に解するのは、無論穩當

でない。併しながら、此の語には、猶他の用法が無いではない。其は、俚言集覽、世部「節用」の條に

演義文にナリフシキルといふ事を節用的といふ塵添鑿囊抄序
又有塵袋十卷不知作者並集解言辭本說據撫節用古事コノ節用
即是也

とある如く、「時々要る」といふ義である。さうして、俚言集覽の著者は、之を節用集の名義にも及ぼして、

饅頭屋宗二ガ節用集の名もこゝに取レリ論語の節用とは殊也」と説いて居る。此の説によれば、節用集とは、「折々用ゐる書」といふ義であつて、隨時、用に供する通俗辭書の名としては、極めて適切なものである。我々は、此の説を穩當と認める。

支那の演義の文に、節用といふ語を右のやうな意味に用ゐたとは、俚言集覽に説く所であるが、我々は、まだ其の實例を知らないけれども、起頭聲類(岡本保孝著)卷十一、「節用」の條にも「演義ノ文ニハトキノノニ用フ」とあるから、確に存するのであらう。我が國に於て、

節用をかやうに用ゐた實例は、右の塵添鑿囊鈔序(天文元年、僧某編)の外には、まだ管見に入らないけれども、恐らく、甚古いものではなく、元明時代の俗語に存する用法を、彼の地に往來した禪僧などが傳へ來つたものであらう。果して然らば、足利時代中葉の禪僧の作なる此の書に、かやうな意義で、節用集と名づけたのも、偶然でないと謂ふべきである。